

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		カッコウホリジノカマクラジ ヨシタ イガキ 学校法人鎌倉女子大学							
フリガナ大学の名称		カマクラジ ヨシタ イガキタンキダ イガキ 鎌倉女子大学短期大学部							
大学本部の位置		神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号							
大学の目的		日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与すること。							
新設学部等の目的		(定員を変更する目的) 18歳人口の減少など、短期大学を取り巻く厳しい環境を考慮し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、初等教育学科の収容定員を変更する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	初等教育学科 計	年 2	人 100 (200)	年次人 —	人 200 (400)	短期大学士 (教育学)	教育学・保育学関係	年月 第年次 令和7年4月 第1年次	神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番 3号
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		令和7年4月開設予定 鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程 (300) (令和6年8月認可)							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	初等教育学科	人 6 (6)	人 12 (12)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 22 (22)	人 0 (0)	人 61 (61)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	21 (21)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	小計（a～b）	6 (6)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	22 (22)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	22 (22)			
分	計	6 (6)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	— (—)	

短期大学設置
基準別表第一
に定める基
幹教員数の四
分の三の数
6人

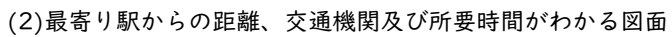
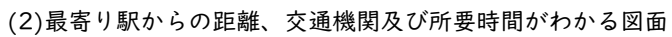
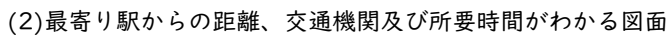
既 設 分	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
		小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
		計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	分	計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	合 計		6 (6)	12 (12)	4 (4)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	— (—)	
	職 種		専 属			その他			計	
事 務 職 員		10 (10)			2 (2)			12 (12)		
技 術 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)		
図 書 館 職 員		1 (1)			0 (0)			1 (1)		
そ の 他 の 職 員		0 (0)			5 (5)			5 (5)		
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)		
計		11 (11)			7 (7)			18 (18)		
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地		0 ㎡		66,365 ㎡		0 ㎡		66,365 ㎡	
	そ の 他		0 ㎡		0 ㎡		0 ㎡		0 ㎡	
	合 計		0 ㎡		66,365 ㎡		0 ㎡		66,365 ㎡	
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
			0 ㎡ (0 ㎡)		35,970 ㎡ (35,970 ㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)		35,970 ㎡ (0 ㎡)	
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
		冊		種		点		点		
		()		()		()		()	()	
	計		()		()		()		()	()
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
			㎡		㎡		㎡			

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	共同研究費等 大学・短大全体の 合計 図書購入費 電子ジャーナル、 データベース、そ の他の経費が 含まれる 学生1人当り納 付金 令和7年4月開 設の通信教育 課程は、第1年 次295千円・第 2年次271千円	
		教員1人当り研究費等		270千円	270千円	—	—	—	—		
		共同研究費等		1,875千円	1,875千円	—	—	—	—		
		図 書 購 入 費	4,507千円	4,324千円	4,324千円	—	—	—	—		
		設 備 購 入 費	9,190千円	9,190千円	9,190千円	—	—	—	—		
	学生1人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
				1,411千円	1,116千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、国庫補助金収入及び資産運用収入等を充当して維持する。								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		鎌倉女子大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度		所 在 地
	初等教育学科		年 2	人 200	年次 人 —	人 400	短期大学士（教育学）	倍 0.53	昭和32年度		神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3 号
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		鎌倉女子大学								
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度		所 在 地
	家政学部		年	人	年次 人	人		倍			神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3 号
	家政保健学科		4	80	—	320	学士(家政学)	1.18	平成17年度		
	管理栄養学科		4	120	—	480	学士(栄養学)	1.24	平成15年度		
	児童学部							1.14	平成15年度		
	児童学科		4	170	—	680	学士(児童学)	1.08	平成14年度		
	子ども心理学科		4	50	—	200	学士(心理学)	1.03	平成14年度		
	教育学部							1.26	平成14年度		
	教育学科		4	80	20	360	学士(教育学)	1.08	平成21年度		
	児童学研究科							1.08	平成21年度		
	児童学専攻		2	10	—	20	修士(児童学)	0.90	平成18年度		
附属施設の概要			該当なし								

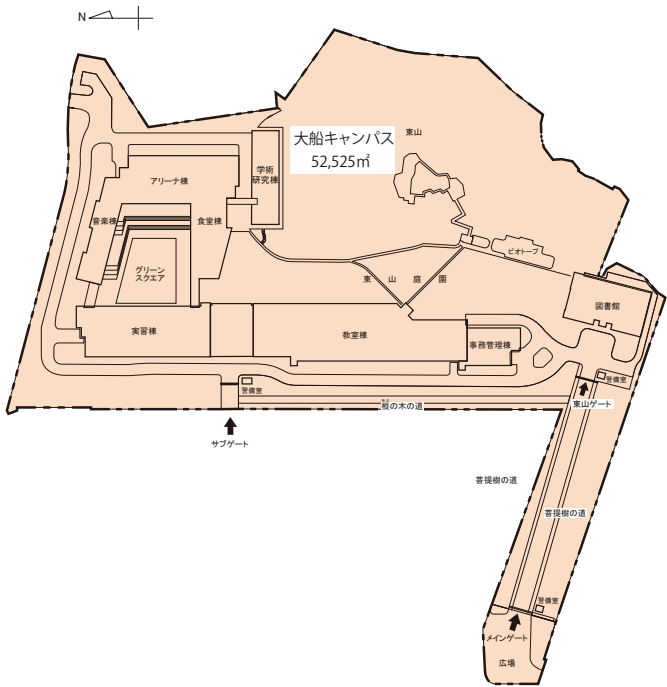
学校法人鎌倉女子大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
鎌倉女子大学				鎌倉女子大学				
家政学部				家政学部				
家政保健学科	80	—	320	家政保健学科	80	—	320	
管理栄養学科	120	—	480	管理栄養学科	120	—	480	
児童学部				児童学部				
児童学科	170	—	680	児童学科	170	—	680	
子ども心理学科	50	—	200	子ども心理学科	50	—	200	
教育学部		3年次		教育学部		3年次		
教育学科	80	20	360	教育学科	80	20	360	
計	500	20	2,040	計	500	20	2,040	
鎌倉女子大学大学院				鎌倉女子大学大学院				
児童学研究科				児童学研究科				
児童学専攻	10	—	20	児童学専攻	10	—	20	
計	10	—	20	計	10	—	20	
鎌倉女子大学短期大学部				鎌倉女子大学短期大学部				
初等教育学科	200	—	400	初等教育学科	<u>100</u>	—	<u>200</u>	定員変更 (△100)
				<u>初等教育学科通信教育課程</u>	<u>300</u>	—	<u>600</u>	通信教育開設 (令和6年8月認可)
計	200	—	400	計	<u>400</u>	—	<u>800</u>	

(2)最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



大船キャンパス全体配置図

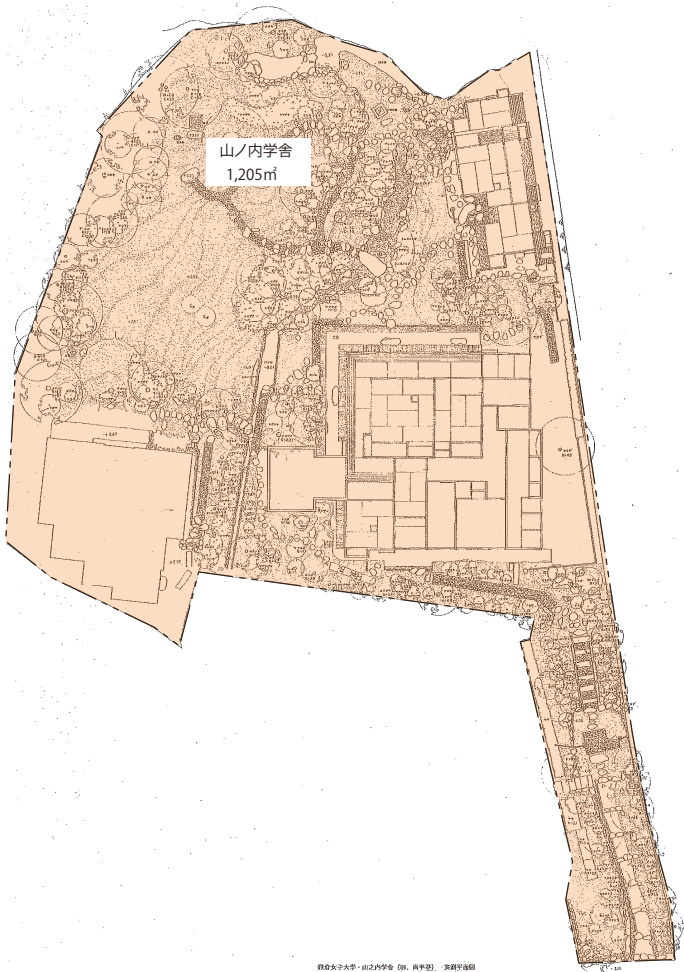


岩瀬キャンパス 全体配置図

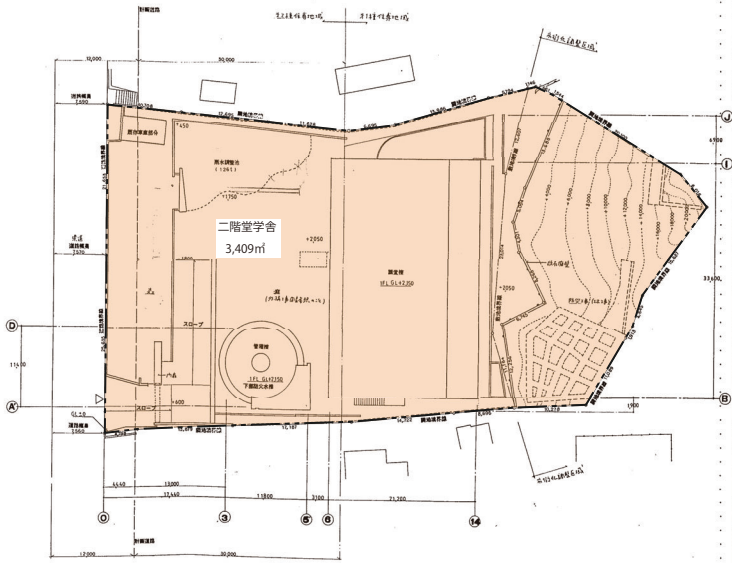


山ノ内学舎

1,205㎡



京都女子大学・山ノ内学舎 (図、向平図) 実測寸法図

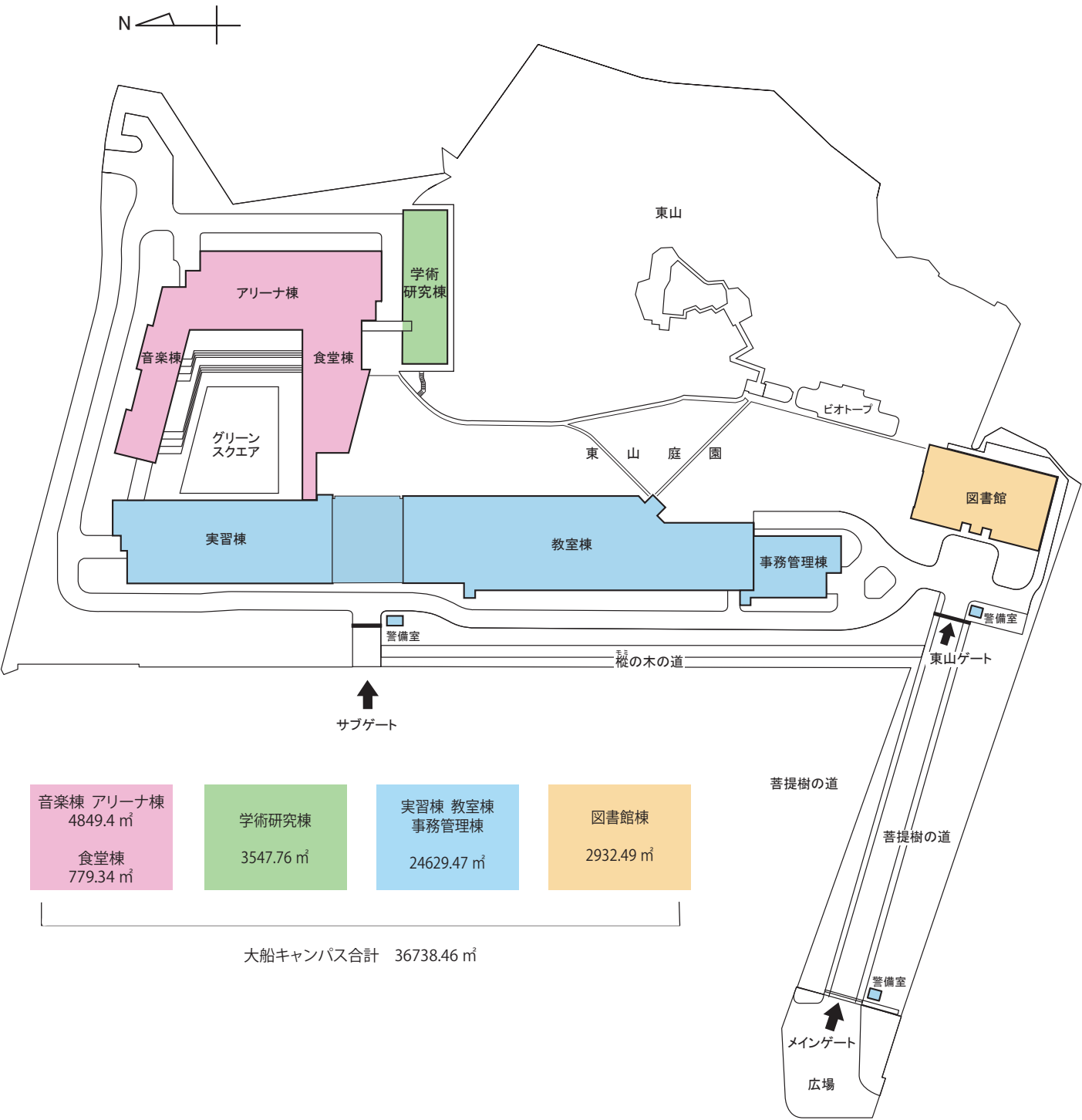


附近見取図 5=1/2500

配置図 5=1/200

※全て大学院・大学と共用

大船キャンパス全体配置図



鎌倉女子大学短期大学部 『学則』（案）

第 1 章 総 則

第 1 条 （名称）

本学は、鎌倉女子大学短期大学部と称する。

第 2 条 （所在地）

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目 1 番 3 号に設置する。

第 3 条 （目的）

本学は、日本国憲法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第 4 条 （自己点検及び評価）

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 学 科

第 5 条 （学科）

本学に初等教育学科を置く。

2. 初等教育学科に通信教育課程を置く。
3. 通信教育課程に関する事項は、別に定める。

第 6 条 （収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 学 科	1 0 0 名	2 0 0 名
初 等 教 育 学 科 通 信 教 育 課 程	3 0 0 名	6 0 0 名

第 3 章 修 業 年 限 及 び 教 育 課 程

第 7 条 （修業年限及び在学期間）

本学の修業年限は、2 年とする。但し、4 年を超えて在学することはできない。

第 8 条 （授業科目）

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第9条 （必修・選択・自由科目の区分）

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第10条 （授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第11条 （単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一．講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
 - 二．実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。
 - 三．1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って1単位とする。
- 2．前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 （授業期間）

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 2．各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第13条 （授業の方法）

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2．授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3．前項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。
 - 4．授業は、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 5．授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第14条 削除

第15条 （免許・資格の取得）

- 免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。
- 2．教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
 - 3．保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を修得しなければならない。
 - 4．児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

第16条 削除

第 4 章 入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第17条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第18条 （入学資格）

本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一．高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二．通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三．外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定をしたもの
- 四．文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五．専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六．文部科学大臣の指定した者
- 七．高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八．本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第19条 （入学の出願）

本学に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第20条 （入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

- 2．選抜に関する事項は、別に定める。

第20条の2 （合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第21条 （入学手続き）

第20条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第22条 （入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第23条 （保証人）

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本学に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第24条 （再入学）

第25条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第25条 （退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第25条の2 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二. 第7条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第30条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第26条 （転入学）

他の大学又は短期大学に在学している女子で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することができる。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第27条 （転学）

他の大学又は短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第28条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第29条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第30条 （休学期間）

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第31条 削除

第32条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 5 章 成績評価及び単位の授与

第33条 （成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第34条 （成績評価要件）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第35条 （単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第36条 （試験）

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第37条 （成績評価及び試験に係る細則）

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第38条 （他の短期大学等における授業科目の履修）

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第38条の2 （短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第39条 （入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び前条第1項の規定により本学におい

て修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第 6 章 学 費 そ の 他

第40条 （学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第40条の2 （休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第41条 （分納）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第42条 （既納学費の取扱い）

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第43条 （未納者の扱い）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第44条 （奨学金）

奨学金に関する事項は、別に定める。

第45条 （その他の費用）

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第 7 章 進 級 、 卒 業 及 び 学 位

第45条の2 （進級要件）

1年次から2年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1学期以上在学していること
- 二. 25単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条 （卒業要件）

卒業要件は、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含めて14単位以上を履修しなければならない。
- 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて48単位以上を履修しなければならない。

第46条の2 （卒業の認定）

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第46条の3 （学位の授与）

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第 8 章 賞 罰

第47条 （表彰）

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第48条 （懲戒）

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 四. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第49条 削除

第 9 章 職 員 組 織

第50条 （学長）

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第51条 （副学長）

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第52条 （学部長）

本学の学部学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第53条 （教授・准教授・講師・助教・助手）

本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第54条 （事務職員・技術職員・その他の職員）

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第 1 0 章 教 授 会

第55条 （教授会）

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、講師及び助教を以って組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一. 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二. 学位の授与
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
5. 教授会に関する事項は、別に定める。

第 1 1 章 図 書 館

第56条 (図書館)

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 1 2 章 学 術 研 究 所

第57条 (学術研究所)

本学に学術研究所を置く。

2. 学術研究所に関する事項は、別に定める。

第 1 3 章 生 涯 学 習 セ ン タ ー

第58条 (生涯学習センター)

本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第 1 4 章 e-Learning Center

第58条の2 (e-Learning Center)

本学にe-Learning Centerを置く。

2. e-Learning Centerに関する事項は、別に定める。

第 1 5 章 委 託 生 ・ 科 目 等 履 修 生 ・ 単 位 互 換 履 修 生 ・ 聴 講 生 ・ 研 究 生 ・ 特 別 聴 講 学 生

第59条 (委託生)

本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第60条 (科目等履修生)

本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第61条 (単位互換履修生)

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第61条の2 (聴講生)

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第61条の3 （研究生）

本学の学生以外の者で本学の学科に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、短期大学部の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第61条の4 （特別聴講学生）

他の大学又は他の短期大学の学生で本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第62条 （規定の準用）

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第 1 6 章 専 攻 科

第63条 （専攻科）

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第64条 （専攻科の収容定員）

収容定員は次の通りとする。

専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員
初 等 教 育 専 攻	2 0 名	2 0 名

第65条 （専攻科の目的）

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

第66条 （専攻科の修業年限）

専攻科の修業年限は、1年とする。

第67条 （専攻科の授業科目）

専攻科の授業科目は、別表Ⅰ－2の通りとする。

第68条 削除

第68条の2 （本科履修）

教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができる。

第69条 （専攻科の入学資格）

専攻科に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一. 短期大学を卒業した者
- 二. 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- 三. 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第70条 （専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－２の通りとする。

第70条の２ （専攻科の休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

２．在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第71条 （専攻科の修了要件）

修了要件は、専攻科に１年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得することとする。

第71条の２ （専攻科の修了の認定）

前条の修了要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

第72条 （その他）

専攻科に関し本章に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

第 1 7 章 公 開 講 座

第73条 （公開講座）

本学は、公開講座を開設することがある。

２．公開講座に関する事項は、別に定める。

第 1 8 章 学 年 ・ 学 期 ・ 休 業 日

第74条 （学年・学期）

学年は、４月１日に始まり、翌年の３月31日に終わる。

２．学年の区分は、次の各号に定める通り、２学期制とする。

一．春学期 自 ４月１日 至 ９月30日

二．秋学期 自 10月１日 至 翌年３月31日

３．学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第75条 （休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

一．日曜日及び土曜日

二．国民の祝日に関する法律に定める休日

三．創立記念日 ４月19日

四．夏季休業 自 ８月１日 至 ９月16日

五．冬季休業 自 12月20日 至 翌年１月７日

六．春季休業 自 ３月21日 至 ３月31日

２．学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第 1 9 章 そ の 他

第76条 （施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第77条 （名称変更）

平成元年４月１日から、学校名『京浜女子大学短期大学部』を、『鎌倉女子大学短期大学

部』に変更する。

附 則

昭和25年3月14日、制定する。

2. 昭和25年4月1日、施行する。
3. 昭和32年4月1日、改定・施行する。
4. 昭和37年4月1日、改定・施行する。
5. 昭和47年4月1日、改定・施行する。
6. 昭和49年4月1日、改定・施行する。
7. 昭和51年4月1日、改定・施行する。
8. 昭和62年4月1日、改定・施行。但し昭和61年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
9. 平成元年4月1日、改定・施行する。
10. 平成2年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
11. 平成3年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
12. 平成4年4月1日、改定・施行。但し平成元年度入学生までは、平成元年4月1日改定・施行の学則を、平成3年度入学生までは、平成3年4月1日改定・施行の学則を適用、学費については、各当該年度の学則を適用する。
13. 平成5年4月1日、改定・施行。但し平成4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
14. 平成7年4月1日、改定・施行。但し平成6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
15. 平成8年4月1日、改定・施行。但し平成7年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
16. 平成9年4月1日、改定・施行。（カリキュラム改定）但し平成8年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
17. 平成11年4月1日、改定・施行。
18. 平成12年4月1日、改正・施行。但し平成11年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
19. 平成13年4月1日、改正・施行。（専攻科設置）但し平成12年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
20. 平成14年4月1日、改正・施行。但し平成13年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
21. 平成15年4月1日、改正・施行。但し本学則第3条（所在地）を除き平成14年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
22. 平成16年4月1日、改正・施行。
23. 平成17年4月1日、改正・施行。但し平成16年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
24. 平成18年2月1日から改正・施行し、平成17年10月1日から適用する。
25. 平成18年4月1日、改正・施行。但し本学則第59条（学年・学期）を除き平成17年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
26. 平成19年4月1日、改定・施行。
27. 平成19年4月1日、改定・施行。但し平成18年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
28. 平成20年4月1日、改定・施行。
29. 平成21年4月1日、改定・施行。但し平成20年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
30. 平成22年4月1日、改定・施行。但し平成21年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
31. 平成23年4月1日、改定・施行。但し平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
32. 平成25年4月1日、改定・施行。但し平成24年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
33. 平成26年4月1日、改定・施行。但し本学則第5条（授業科目）、第6条（授業科目単位数）、第9条（履修単位）及び第11条（必修・選択・自由科目の区分）については平成25年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
34. 平成27年4月1日、改定・施行。但し第10条（授業科目及び単位数）については、平成26年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
35. 平成28年4月1日、改定・施行。但し平成27年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
36. 平成29年4月1日、改定・施行。但し、第44条（奨学金）及び第45条（その他の費用）を除き平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

37. 平成30年4月1日、改定・施行。但し、平成29年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
38. 平成31年4月1日、改定・施行。但し、平成30年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
39. 令和2年4月1日、改定・施行。但し、令和元年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
40. 令和3年4月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
41. 令和3年6月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。第40条の2及び第70条の2の規定は、令和3年度在籍学生より適用する。
42. 令和4年4月1日、改定・施行。但し、令和3年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
43. 令和5年4月1日、改定・施行。但し、令和4年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、第40条（学費）及び第70条（専攻科の学費）については、令和5年度入学生までは改定前の学則を適用する。
44. 令和6年4月1日、改定・施行。但し、令和5年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
45. 令和7年4月1日、制定・施行。但し、令和6年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第6条の規定にかかわらず、令和7年度は、収容定員を次の通りとする。

学 科	令和7年度
初等教育学科	300名
初等教育学科 通信教育課程	300名

科目区分	授業科目	単位数			備 考	
		必 修	選 択	自 由		
〔総合教育科目〕						
	建学の精神	1				14単位以上選択必修
	建学の精神実践講座①	1				
	建学の精神実践講座②	1				
	女性と文化	2	2		2 単位以上選択必修	
	哲学		2			
	人間と倫理		2			
	心理学		2			
	日本人の心		2			
	鎌倉の歴史・文化		2			
	書道		2			
	日本国憲法		2			
	生活と法律	2				
	国際関係	2				
	経済のしくみ	2				
	企業の知識	2				
	企業等インターンシップ	2				
	生物学の基礎	2				
	生活と環境	2				
	数と統計	2				
	日本語表現	2				
	キャリアデザイン	2				
	女性と健康	2		2 単位以上選択必修		
	健康・スポーツ科学	2				
	食と健康	2				
	スポーツ実技	1				
	スポーツ実技（水泳）	1				
	情報リテラシー	2	2 単位以上選択必修			
プレゼンテーション	1					
プログラミング	1					
英語①		2		2 単位以上選択必修	4 単位以上選択必修	
英語②		2				
英語コミュニケーション①		2				
英語コミュニケーション②		2				
ドイツ語①		2				
フランス語①		2				

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
〔専門教育科目〕					
	国語		2		
	社会		2		
	算数		2		
	理科		2		
	生活		2		
	音楽①		2		
	音楽②		2		
	図画工作		2		
	家庭		2		
	体育		2		
	初等教育学基礎演習①	1			
	初等教育学基礎演習②	1			
	初等教育学総合研究	1			
	社会福祉		2		
	子ども家庭支援の心理学		2		
	子ども家庭福祉		2		
	保育原理		2		
	子どもと健康		1		
	子どもと人間関係		1		
	子どもと環境		1		
	子どもと言葉		1		
	子どもと表現		1		
	社会的養護		2		
	保育者論		2		
	臨床心理学		2		
	子どもの保健		2		
	子どもの健康と安全		1		
	子どもの食と栄養		2		
	子ども家庭支援論		2		
	乳児保育		2		
	乳児保育演習		1		
	社会的養護演習		1		
	子育て支援		1		
	障害児保育		2		
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）		1		
	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1		
	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）		1		
	保育実習Ⅰ（保育所）		2		
	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2		
	保育実習Ⅱ（保育所）		2		
	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2		
	リトミック		2		
	レクリエーション理論		2		
	レクリエーション実技①		1		
	レクリエーション実技②		1		
	レクリエーション実習（学外）		1		
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①		2		
	ムーブメント療法		2		

学科名	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	備考
専攻科 初等教育専攻	保育学特論		2		
	乳児保育実践学		2		
	子どもの保健実践学		2		
	子どもの食育実践学		2		
	地域子育て支援実践学		2		
	子育てカウンセリング演習		2		
	幼児教育実践学		2		
	異文化理解		1		
	海外の保育・教育		1		
	障害児保育特論		2		
	子どもの運動生理		2		
	ムーブメント療法実践学		2		
	子ども家庭福祉実践学		2		
	教育・保育とICT		1		
	学校教育実践学		2		
	幼児体育指導		2		
	子どもの水泳指導		2		
	野外教育特論		2		
	親子レクリエーション		2		
	キャンプ		2		
	専攻科基礎演習		2		
	子どもの音楽表現		1		
	子どもの造形表現		1		
	子どもの身体表現		1		
	子どもの言語表現		1		
	インターンシップ		2		
	専攻科総合研究		2		
	ムーブメント療法実習		2		
	S A E		1		
	海外の保育・教育体験		1		

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	初等教育学科	
入学検定料	30,000円	
	一般選抜（共通テスト利用） 5,000円	
入 学 金	380,000円	
項 目	1 年次金額	2 年次金額
授 業 料（年額）	640,000円	685,000円
教育環境充実費（年額）	196,000円	210,000円
実験実習費（年額）	180,000円	200,000円

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 II - 2

鎌 倉 女 子 大 学 短 期 大 学 部 専 攻 科 学 費 一 覧 表

項 目	金 額	
	専攻科 初等教育専攻	
入学検定料	30,000円	
入 学 金	190,000円	
授 業 料（年額）	685,000円	
教育環境充実費（年額）	166,000円	

『鎌倉女子大学短期大学部学則』 別 表 III

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科及び専攻科初等教育専攻 在籍料

項 目		金 額
在 籍 料	半期	60,000円
	年額	120,000円

科目区分	授業科目	単位数			備 考
		必修	選択	自由	
	秘書学概論		2		
	秘書実務		2		
	教職概論（同和教育を含む）		2		
	教育原理	2			
	教育心理学		2		
	発達心理学	2			
	子どもの理解と援助		1		
	教育制度		2		
	特別支援教育		1		
	カリキュラム論Ⅰ		2		
	カリキュラム論Ⅱ		2		
	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	道徳教育の理論と方法		2		
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		
	小学校英語		2		
	小学校英語教育法		2		
	保育内容総論		2		
	保育内容演習健康		2		
	保育内容演習人間関係		2		
	保育内容演習環境		2		
	保育内容演習言葉		2		
	保育内容演習表現		2		
	児童文化		2		
	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）		2		
	教育方法・技術演習		2		
	児童指導		2		
	幼児指導		2		
	教育相談		2		
	教育実習指導		1		
	教育実習		4		
	保育・教職実践演習（幼・小）		2		
	教職等インターンシップ①		2		
	サービ斯拉ーニング①		2		
	S A E①（語学研修）			1	
	S A E②（語学研修）			2	
	S A E③（語学研修）			4	
	S A E④（地域研究）			1	

鎌倉女子大学短期大学部『学則』変更の事由及び変更点

【変更事項】

1. 第6条（収容定員）を変更する。

変更事由

- ・初等教育学科の入学定員を減ずる。

変更点

- ・初等教育学科の入学定員を200名から100名とし、収容定員を400名から200名に変更する。

2. 附則を変更する。

変更事由

- ・学則改正の沿革を追加し、初等教育学科の収容定員の変更の施行日を明確にする。

変更点

- ・附則45. に追記する。

【変更時期】

令和7(2025)年4月1日

※参考

以下は、令和6年8月29日付で認可された鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程の開設（令和7(2025)年度4月）における学則変更内容。

1. 第5条（学科）を変更する。

変更事由

- ・初等教育学科に通信教育課程を設置する。

変更点

- ・新たに、第2項に「初等教育学科に通信教育課程を置く。」と定め、第3項に「通信教育課程に関する事項は、別に定める。」を加える。

2. 第6条（収容定員）を変更する。

変更事由

- ・初等教育学科に通信教育課程（入学定員300名）を設置する。

変更点

- ・新たに、初等教育学科 通信教育課程の入学定員及び収容定員を加える。

3. 附則を変更する。

変更事由

- ・学則改正の沿革を追加し、通信教育課程の設置の施行日を明確にする。

変更点

- ・附則45. を増補する。

鎌倉女子大学短期大学部『学則』変更条項 新旧対照表

新

第 2 章 学科

第 6 条 （収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	<u>1 0 0</u> 名	<u>2 0 0</u> 名
初等教育学科 通信教育課程	3 0 0 名	6 0 0 名

附則

45. 令和 7 年 4 月 1 日、制定・施行。但し、令和 6 年度入学生までは、改定前の学則を適用する。また、本学則第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度は、収容定員を次の通りとする。

<u>学科</u>	<u>令和 7 年度</u>
<u>初等教育学科</u>	<u>3 0 0 名</u>
<u>初等教育学科 通信教育課程</u>	<u>3 0 0 名</u>

旧

第 2 章 学科

第 6 条 （収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	<u>2 0 0</u> 名	<u>4 0 0</u> 名
初等教育学科 通信教育課程	3 0 0 名	6 0 0 名

附則

45. 令和 7 年 4 月 1 日、制定・施行。但し、令和 6 年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

※参考

以下は、令和6年8月29日付で認可された鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程の開設（令和7(2025)年度4月）における学則変更内容。

新	旧
第2章 学科	第2章 学科
第5条 （学科） 本学に初等教育学科を置く。 <u>2. 初等教育学科に通信教育課程を置く。</u> <u>3. 通信教育課程に関する事項は、別に定める。</u>	第5条 （学科） 本学に初等教育学科を置く。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

第6条（収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	200名	400名
<u>初等教育学科 通信教育課程</u>	<u>300名</u>	<u>600名</u>

附則

45. 令和7年4月1日、制定・施行。但し、令和6
年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

第6条（収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	200名	400名

（新設）

附則

（新設）

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学則変更の趣旨等を記載した書類【目次】

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	3
3－(ア) 教育課程	
3－(イ) 教育方法及び履修指導方法	
3－(ウ) 教員組織	
3－(エ) 大学全体の施設・設備	

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 学則変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本短期大学部」という。）は、令和7(2025)年度より、初等教育学科の入学定員を200人から100人に変更する。よって、収容定員については、移行期間の令和7(2025)年度は300人、完成年度の令和8(2026)年度は200人とする。

【表1】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の入学定員・収容定員

	現行	変更後	
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
入学定員	200人	100人	100人
収容定員	400人	300人	200人

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本短期大学部は、昭和25(1950)年に開設され、以来、建学の精神に基づく教員養成・保育士養成の伝統と実績を重ねてきた。現在では、殊に鎌倉女子大学児童学部や教育学部と連携しながら、教員養成・保育士養成に関する包括的且つ体系的な指導・支援システムを構築している。

本短期大学部初等教育学科の入学者状況は、令和2(2020)年度までは継続的に定員を充足してきた。しかしながら、18歳人口の減少、女子の4年制大学または専門学校への進学率上昇、幼稚園教諭・保育士の志願者減少等の影響により、令和3(2021)年度以降入学定員未充足の状態が続いている。

このような現状の下、短期大学設置基準に則し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、本短期大学部初等教育学科の収容定員を変更することとした。

【表2】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の入学者状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	200人	200人	200人	200人	200人	200人
入学者数	249人	248人	178人	152人	104人	107人
入学定員充足率	124.5%	124.0%	89.0%	76.0%	52.0%	53.5%

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

3-（ア） 教育課程

収容定員変更に伴う、教育課程の変更は行わない。

本短期大学部初等教育学科では、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格など、複数の免許・資格を2年間で取得できる教育課程となっており、収容定員変更後も同等の内容を担保する。

3-（イ） 教育方法及び履修指導方法

収容定員変更に伴う、教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるよう、クラスを基本単位として、1授業あたりの学生数を調整し、現在、1クラスは30人程度となるように設定している。授業科目の特性に応じて、複数クラスを合同にする、あるいは1クラスを2分割するなどして、クラスサイズを適切に管理している。また、保育士資格の取得に関する演習形式の授業科目では、児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第6号に基づき、50人以下に設定している。収容定員変更後も同等以上の内容を担保する。

3-（ウ） 教員組織

収容定員変更に伴う、教員組織の変更は行わない。ただし、現行の人数との差異は、令和7(2025)年度に新規配置する准教授2人及び講師2人の増員と、定年規程の定年に該当する教授2人の減員によるものである。

初等教育学科及び短期大学部の教員組織については、短期大学設置基準第22条の規定を上回る基幹教員を配置している。また、教員一人当たりの学生数については、収容定員変更前の水準以上となる。

【表3】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の教員状況

	現行		収容定員変更後	
設置基準上必要基幹教員数	初等教育学科	11人	初等教育学科	8人
	短期大学部全体	4人	短期大学部全体	3人
	短期大学部合計	15人	短期大学部合計	11人
設置基準上必要教授数	初等教育学科	4人	初等教育学科	3人

	短期大学部全体	2人	短期大学部全体	1人
	短期大学部合計	6人	短期大学部合計	4人
教員配置数	教 授	8人	教 授	6人
	准教授	10人	准教授	12人
	講 師	2人	講 師	4人
	合 計	20人	合 計	22人
S/T比率 (収容定員/教員配置数)	20.0人 (400人/20人)		9.0人 (200人/22人)	

3-(エ) 大学全体の施設・設備

収容定員変更に伴う、校地・校舎及び施設・設備の変更は行わない。

校地・校舎については、設置基準上必要な面積を大きく上回っており、収容定員変更後も現状を維持し、活用していく。

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学生確保の見通し等を記載した書類【目次】

1. 収容定員を変更する組織の概要	2
1-1 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）	
1-2 収容定員を変更する組織の特色	
2. 人材需要の社会的な動向等	3
2-1 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	
2-2 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	
2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	
2-4 既設組織の定員充足の状況	
3. 学生確保の見通し	5
3-1 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	
3-2 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	
3-3 学生確保に関するアンケート調査	
3-4 人材需要に関するアンケート調査等	
4. 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	11

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 学生確保の見通し等を記載した書類

1. 収容定員を変更する組織の概要

1-1 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員（編入学定員）、収容定員、所在地）

収容定員を変更する組織の概要は、以下のとおりである。

収容定員を変更する組織	現行		変更後		所在地 (教育研究を行う キャンパス)
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科	200	400	100	200	神奈川県鎌倉市 大船六丁目1番3号

令和7(2025)年度4月1日より、鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本短期大学部」という。）初等教育学科の入学定員を200名から100名減員し、入学定員100名、収容定員200名（完成年度）に変更する。なお、編入学定員は、設けていない。

1-2 収容定員を変更する組織の特色

本短期大学部は、昭和25(1950)年に日本で最初の短期大学の一つとして開設されて以来、実学を旨とし、建学の精神に基づく教員養成・保育士養成の伝統と実績を重ねてきた。

短期大学は、学校教育法第108条に「職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と謳われているように、短期大学固有の役割と機能を付与されている。その使命のもと、本短期大学部初等教育学科では、教育目的を「乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成」としてきた。この目的を達成するため、乳幼児期から児童期までの子どもの教育・保育に必要な専門知識と技術及びこれらに携わる者が身に付けるべき豊かな人間性と高い倫理観を、職業又は实际生活に結びつけながら、理論の修得にとどまらず、演習や実習を中心とした実践的なカリキュラムを編成している。

本短期大学部は、神奈川県内の短期大学で唯一、2年間で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の3つの免許・資格を同時に取得でき、教育・保育の現場で即戦力として活躍できる人材を社会に送り出し、極めて高い評価と信頼を得ている。

2. 人材需要の社会的な動向等

2-1 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本短期大学部初等教育学科と同法人が設置する鎌倉女子大学児童学部において養成する幼稚園教諭・保育士人材に対しては、例年、学生数を大きく上回る件数の求人がある。

既設組織における直近3年度の幼稚園教諭の求人数は、令和3(2021)年度1,116件、令和4(2022)年度1,085件、令和5(2023)年度1,120件、保育士の求人数は、令和3(2021)年度2,147件、令和4(2022)年度2,136件、令和5(2023)年度2,188件であり、本短期大学部及び鎌倉女子大学児童学部が養成する幼稚園教諭・保育士人材への需要は、高い状況である【表1】。

【表1】直近3年度の職種別求人件数（鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部）

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
幼稚園教諭	1,116件	1,085件	1,120件
保育士	2,147件	2,136件	2,188件
保育教諭	714件	773件	877件

また、本短期大学部が位置する神奈川県「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度から令和6年度）」【資料2-1】において算出された、直近3年度の幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数は、幼稚園教諭が令和4(2022)年度7,354人、令和5(2023)年度7,047人、令和6(2024)年度6,788人、保育士が令和4(2022)年度39,607人、令和5(2023)年度40,644人、令和6(2024)年度41,666人であり、少子化傾向の中にあっても相当数の需要が恒常的に見込まれている。

小学校教諭についても、文部科学省が令和4(2022)年度に実施した「『教師不足』に関する実態調査」【資料2-2】では、「実際に学校に配置されている教師の数」が「各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）」を満たせず、欠員が生じている小学校が全国で794校、不足教師数は979人という結果であり、小学校現場における人材不足もまた顕著である。縣市別の小学校の状況をみると、神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市含む）で71人、近隣自治体でも千葉県で91人、埼玉県で67人の不足が発生している。

小学校教諭の人材確保は、喫緊の課題となっており、社会における需要も大いにあるといえる。

2-2 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

学校基本調査のデータを基に算出した18歳人口予測【資料2-3】によると、全国の18歳人口は、令和5(2023)年の109.7万人から令和6(2024)年の106.3万人へと減少した。その後、令和11(2029)年に106.7万人となるまでは、ほぼ横ばいで推移するが、令和17(2035)年に100万人を切り、再び人口減少フェーズに入る見通しであり、男女共に12年間で約12%の減少が見込まれる。

また、令和5(2023)年を100とした令和17(2035)年の18歳人口指数については、全国88.4に対し、エリア別・女子の推計は、本短期大学部が位置する神奈川県では92.8、神奈川県を含む南関東エリアでは94.9と減少幅が緩やかであることから、長期的にみても収容定員変更後の定員を充足できる見通しである【資料2-4】。

2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

主な学生募集地域は、本短期大学部が位置する神奈川県に設定している。「(別紙1)新設組織が置かれる都道府県への入学状況」【資料2-5】のとおり、学校基本調査による神奈川県内短期大学の出身高校所在地をみると、県内の高等学校出身者が占める割合は、約7割となっている。

本学の令和6(2024)年度の出身高校所在地都道府県別の入学者数は、【表2】のとおりであり、約8割の学生の出身校が神奈川県内であることから、学生募集地域の設定は、妥当であると考ええる。

【表2】令和6(2024)年度 鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 出身高校都道府県別の入学者数

出身校都道府県	入学者数	構成比
神奈川	83人	77.6%
静岡	10人	9.3%
東京	4人	3.7%
千葉	3人	2.8%
茨城	2人	1.9%
長野	2人	1.9%
山梨	1人	0.9%
宮崎	1人	0.9%
沖縄	1人	0.9%
計	107人	100.0%

2-4 既設組織の定員充足の状況

本短期大学部初等教育学科の定員充足の状況は、「（別紙2）既設学科等の入学定員・収容定員の充足状況（直近5年間）」【資料2-6】で示すとおりである。

令和5(2023)年5月1日時点での収容定員充足率は、0.7倍未満（0.64）であり、これは、「（別紙1）新設組織が置かれる都道府県への入学状況」【資料2-5】で既に示したとおり、同県内、同学問系統分野の短期大学の充足率とほぼ同程度である。

直近3年間の入学者は、入学定員200人に対し、令和4(2022)年度152人、令和5(2023)年度104人、令和6(2024)年度107人と推移しており、入学定員を100人に減ずることで、入学定員充足率が改善する見通しである。

3. 学生確保の見通し

3-1 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(1) 既設組織における取組とその目標

既設組織における学生確保に向けた具体的な取組としては、主に以下の活動を行っている。なお、鎌倉女子大学と本短期大学部は、合同で募集活動を行っている（「（別紙3）既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績」【資料3-1】参照）。

① オープンキャンパス

受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の特色や養成する人材像の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内等を実施している。令和5(2023)年度入試のオープンキャンパスの状況は、開催実績12回、受験対象来場者数2,209人、受験者数147人（6.7%）、入学者数98人（4.4%）である。

② 大学案内の送付

大学ホームページ及び各種受験情報誌等から資料請求のあった者に対し大学案内を送付している。令和5(2023)年度入試の大学案内の送付状況は、受験対象資料請求者数13,460人、受験者数136人（1.0%）、入学者数82人（0.6%）である。

③ 学外進学相談会

学外で実施された進学相談会等のイベントに参画し、既設組織の特色について紹介している。令和5(2023)年度入試の学外進学相談会の状況は、実施会場都

道府県が神奈川、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄、参画回数が33回であり、受験対象来場者数246人、受験者数6人（2.4%）、入学者数4人（1.6%）である。

④高校内ガイダンス

高校で開催される進学説明会や学校紹介のガイダンスに参加し、既設組織の特色について紹介している。令和5(2023)年度入試の高校内ガイダンスの開催実績は、95回である。

上記の他、高等学校の進路指導担当教諭を対象とした学内説明会も、毎年1回実施している。説明会では、本短期大学部における学びの特長や入学試験に関する解説、施設案内を行っており、説明会の動画はオンデマンド形式でも配信している。

これらの取組を通じて、本短期大学部における3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）をはじめとする様々な教育情報や、入学試験、就職実績についての周知を図り、本学に対する理解を深め、志願者増につなげている。

今後も、①②③④の取組を継続して行うとともに、ホームページ上での情報発信等の質を高め、入学定員数を確保することを目標とする。

(2) 収容定員を変更する組織における取組とその目標

(1) と同じ組織であるため、省略。

(3) 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

「（別紙2）既設学科等の入学定員・収容定員の充足状況（直近5年間）」【資料2-6】で示したとおり、本短期大学部では、令和2(2020)年度までは200人の入学定員を充足していたが、その後の入学者数は、令和3(2021)年度178人、令和4(2022)年度152人、令和5(2023)年度104人と大幅に減少した。しかし、令和6(2024)年度入学者は、前項（1）の取組の効果もあり、107人と微増している。

今後も、これらの取組を継続し、時流に沿った募集広報活動を展開することで、新入学定員100人を充足できる見込みである。

3-2 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

(1) 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

「2. 人材需要の社会的な動向等(2-3 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域)」の項で述べたとおり、令和5(2023)年度学校基本調査において、神奈川県内短期大学の入学者の約7割が神奈川県内の高等学校出身者であることが示されている。

また、本短期大学部の令和6(2024)年度入学者に関しても、出身高校所在地の約8割が神奈川県であることから、このような地理的特性に加え、学問分野の類似性を考慮し、神奈川県内の保育系短期大学を競合校に選定した【表3】。

【表3】 神奈川県内の保育系短期大学の概要

短期大学名	学科名	所在地	収容定員	初年度納付金合計 (含入学金)
鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科	鎌倉市	400人[女子]	1,396,000円
洗足こども短期大学	幼児教育保育科	川崎市	500人[男女]	1,336,000円
鶴見大学短期大学部	保育科	横浜市	400人[男女]	1,390,000円
横浜女子短期大学	保育科	横浜市	300人[女子]	1,340,000円
和泉短期大学	児童福祉学科	相模原市	400人[男女]	1,340,000円
湘北短期大学	保育学科	厚木市	270人[男女]	1,450,000円
小田原短期大学	保育学科※通学課程	小田原市	280人[女子]	1,380,000円

※大学ポートレート（私学版）、各短期大学ホームページ公表データを基に作成

学校法人鎌倉女子大学は、幼稚部から大学院までを有する総合学園である。本短期大学部初等教育学科では、鎌倉女子大学児童学部、教育学部及び大学院児童学研究科と連携しながら、教員養成・保育士養成に関する包括的且つ体系的な指導・支援システムを構築するとともに、併設校の幼稚部において実際の保育現場を参観する機会を設けており、教育・保育の現場で即戦力として活躍する力を培う教育内容も大きな特長である。

また、「1. 収容定員を変更する組織の概要」で特色として述べたとおり、本短期大学部は、神奈川県内で唯一、2年間で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の3つの免許・資格を同時に取得できる短期大学である。学納金については、競合校間で大きな差異がないことから、3つの免許・資格の同時取得が可能である本短期大学部のカリキュラムには大いに優位性があると考ええる。

さらに、本短期大学部の最寄り駅である大船駅は、4路線が乗り入れるターミナル駅であり、神奈川県全域から通学の利便性が高く、立地面でも優位性があるといえる。

(2) 競合校の入学志願動向等

競合校の過去3年間の入学者数、入学定員充足率は、以下の【表4】のとおりである。本短期大学部を含め、入学定員規模が135人～200人と大きく、令和5(2023)

年度・令和6(2024)年度とも、入学定員を満たしている短期大学はないが、令和7(2025)年度からの定員減を行う予定の短期大学が4校ある。本短期大学部においても入学定員を減ずることで、定員を充足できる見通しである。

【表4】競合校の過去3年間の入学定員充足率

短期大学名 学科名	入学定員	令和4(2022) 入学者数 (充足率)	令和5(2023) 入学者数 (充足率)	令和6(2024) 入学者数 (充足率)
鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科	200人	152人 (0.76)	104人 (0.52)	107人 (0.54)
洗足こども短期大学 幼児教育保育科	200人	268人 (1.07)	195人 (0.78)	180人 (0.72)
鶴見大学短期大学部 保育科	200人	117人 (0.59)	107人 (0.54)	73人 (0.37)
横浜女子短期大学 保育科	150人 ※令和4年は200人	63人 (0.32)	63人 (0.42)	52人 (0.35)
和泉短期大学 児童福祉学科	200人	188人 (0.94)	190人 (0.95)	145人 (0.73)
湘北短期大学 保育学科	135人	133人 (0.99)	96人 (0.71)	89人 (0.66)
小田原短期大学 保育学科	140人	121人 (0.86)	104人 (0.74)	78人 (0.56)

※大学ポートレート（私学版）、各短期大学ホームページ公表データを基に作成

（3）収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

「2. 人材需要の社会的な動向等(2-4 既設組織の定員充足の状況)」で述べたとおり、現在100人を超える入学者を確保していること、さらに、神奈川県及びその周辺地域における18歳人口の減少が緩やかであることから、収容定員変更後は、定員を充足できる見込みである。

また、収容定員充足率の改善により、「高等教育の修学支援新制度」の機関要件の審査項目のうち経営に関する要件を引き続き満たすことで、同制度の利用を希望する学生が経済的支援を受ける環境を維持できることも、安定した入学者確保のための基盤となると考える。

（4）学生納付金等の金額設定の理由

本短期大学部初等教育学科の学生納付金は、以下の【表5】のとおりであり、変更の予定はない。学生納付金の金額は、本短期大学部の教育研究活動を実施する上で必要となる環境の整備・維持に必要な経費をふまえ決定しており、前項3-2(1)で挙げた競合校との差も大きくないことから、妥当であると判断している。

【表5】学則別表Ⅱ-1 鎌倉女子大学短期大学部学費一覧表

項目	金額	
	初等教育学科	
入学検定料	30,000円	
	一般選抜（共通テスト利用） 5,000円	
入学金	380,000円	
項目	1年次金額	2年次金額
授業料（年額）	640,000円	685,000円
教育環境充実費（年額）	196,000円	210,000円
実験実習費（年額）	180,000円	200,000円

3-3 学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出のため、アンケート調査は、実施していない。

3-4 人材需要に関するアンケート調査等

「2. 人材需要の社会的な動向等」で記載したとおり、本短期大学部が養成する幼稚園教諭・保育士及び小学校教諭の人材への需要は、高い状況である。

幼稚園教諭・保育士については、神奈川県が策定した「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度から令和6年度）」【資料2-1】の直近3年間の幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数として、幼稚園教諭の需要は、令和4(2022)年度7,354人、令和5(2023)年度7,047人、令和6(2024)年度6,788人、保育士の需要は、令和4(2022)年度39,607人、令和5(2023)年度40,644人、令和6(2024)年度41,666人と算出されており、少子化が進行する中でも依然として高い需要が見込まれている。

また、参考数値ではあるが、令和5(2023)年11月～令和6(2024)年1月に本短期大学部周辺地域（神奈川県鎌倉市、横浜市、川崎市）の私立幼稚園及び認定こども園の採用担当者を対象に実施したアンケート調査（本短期大学部通信教育課程に関する調査）では、「貴園では、どの学校を卒業・修了した人物を採用したいとお考えですか。」（複数回答可）という質問に対し、「大学」と回答した割合が93.5%、「短期大学」と回答した割合が全体の90.9%という結果が得られ、短期大学卒業者に対しても非常に高い採用意欲が示された。

小学校教諭についても、文部科学省が実施した令和4(2022)年度の「『教師不足』に関する実態調査」【資料2-2】によれば、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしていない小学校が全国で794校に上り、不足する教師の総数は、979人に達している。神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市含む）では71人の不足、近隣自治体においても千葉県で91人、埼玉県で67人の不足が発生しており、小学校現場における人材不足が顕在化していることから、社会における人材需要は高い。

また、令和6(2024)年6月に本短期大学部（大学を含む）の卒業生の採用実績のある5自治体の教育委員会の採用担当者を対象に行った、小学校教諭人材の社会的需要についての聞き取り調査（本学通信教育課程に関する調査）において、「今ほどの自治体も小学校の教員不足が課題であり、当自治体でも同様である。採用段階においては卒業した校種（大学・短大など）や免許の種別（一種・二種）に違いはない」といった意見があり、卒業した校種（大学・短大）、免許の種別（一種・二種）に関わらず、教員免許状保有者の採用は積極的に望んでいることが確認された。

なお、当調査対象である5自治体の令和6(2024)年度実施の教員採用試験（公立学校教員採用候補者選考試験）における小学校校種の採用予定人数の合計は、2,800人を超えており、多数の人材需要が見込まれる。

本短期大学部初等教育学科の直近3年間の就職状況を以下の【表6】【表7】に示す。例年高い就職率を維持しており、現在の就職実績からも、本学が養成する専門職人材への高いニーズがうかがえる。

【表6】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 直近3年度の就職率

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
卒業者数	242人	170人	152人
就職率 ※1	99.5%	100.0%	99.2%
実就職率 ※2	93.5%	93.2%	93.6%

※1就職者数÷就職希望者数×100

※2就職者数÷（卒業者数－進学者数）×100

【表7】鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科 職種別就職状況（就職者の職種内訳）

職種	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
幼稚園教諭	42.6%	35.5%	34.2%
保育士	49.5%	48.4%	47.0%
小学校教諭	4.8%	9.7%	5.1%
社会福祉事業専門従事者	0.0%	0.0%	3.4%

営業職・販売職	1.1%	1.6%	5.1%
サービス職	1.1%	3.2%	0.0%
その他	0.9%	1.6%	5.2%

4. 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまでの項で述べたとおり、将来的な18歳人口の減少、競合校の動向から、短期大学への進学者及び教員・保育者を志望する高校生が減少傾向にあるものの、本短期大学部が養成する人材である小学校教諭・幼稚園教諭・保育士については、今後も高い人材需要が見込まれており、本短期大学部の直近の入学者数の推移等の現状を総合的に勘案し、中長期的に収容定員を充足できる見通しから、入学定員100人を妥当なものと設定した。

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科
学生確保の見通し等を記載した書類 別添資料【目次】

No	資料名	頁
【資料 2-1】	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 「かながわ子どもみらいプラン（令和 2 年度～6 年度）」抜粋	2
【資料 2-2】	文部科学省「『教師不足』に関する実態調査」（令和 4 年 1 月） 抜粋	3
【資料 2-3】	リクルート進学総研マーケットリポート 2023【全国版】抜粋	5
【資料 2-4】	リクルート進学総研マーケットリポート 2023【南関東版】抜粋	6
【資料 2-5】	（別紙 1）新設組織が置かれる都道府県への入学状況	7
【資料 2-6】	（別紙 2）既設学科等の入学定員・収容定員の充足状況（直近 5 年間）	8
【資料 3-1】	（別紙 3）既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	9

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量(確保の内容)の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組みを進めていきます。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量(確保の内容)」における施設・事業の区分、認定区分(年齢)ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準(最低基準)」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種(必要に応じ施設・事業区分)ごとの「加配率」(配置基準を超えて配置されている職員数の割合)を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数(各年度4月1日時点)

(単位:人)

職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園教諭	8,061	7,726	7,354	7,047	6,788
保育士	37,239	38,531	39,607	40,644	41,666
保育教諭	2,955	3,126	3,353	3,425	3,498
保育従事者(※1)	68	76	82	92	101
家庭的保育者(※2)	195	210	219	240	251
家庭的保育補助者(※3)	173	187	195	206	215

※1 小規模保育事業(B型)及び事業所内保育事業(小規模B型基準)における保育従事者

※2 小規模保育事業(C型)、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業(C型)及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

2 (1)「教師不足」の状況一概要

- ✓ 学校に配置されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

(1)「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(参考)「教師不足」の状況（始業日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

- (注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数（養護教諭・栄養教諭等を除く）。なお、「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数（換算数）として計算している。
- (注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。
- (注3) 「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、それぞれ始業日、5月1日時点に在籍する者を対象とする。
- (注4) 本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。
- (注5) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

2 (1)「教師不足」の状況一県市別の状況(小学校)

- ✓ 5月1日時点での各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ✓ 小学校の「教師不足」人数の合計は979人で0.26%。学校数でみれば794校。

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は101.8%。
(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に基 づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に基 づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に基 づく充足率
北海道	18	13	0.14%	101.9%	三重県	6	5	0.10%	104.3%	沖縄県	6	6	0.10%	99.6%
青森県	13	11	0.32%	102.2%	滋賀県	5	5	0.10%	104.7%	札幌市	24	22	0.52%	101.4%
岩手県	1	1	0.02%	99.7%	京都府	14	12	0.36%	102.7%	仙台市	5	5	0.17%	105.2%
宮城県	19	14	0.45%	99.8%	大阪府	60	53	0.44%	99.9%	さいたま市	0	0	0.00%	101.1%
秋田県	2	2	0.07%	102.6%	兵庫県	22	13	0.18%	101.9%	千葉市	0	0	0.00%	101.0%
山形県	0	0	0.00%	102.6%	奈良県	8	3	0.18%	101.1%	横浜市	12	12	0.13%	103.2%
福島県	52	50	0.85%	101.4%	和歌山県	0	0	0.00%	101.4%	川崎市	4	4	0.11%	104.0%
茨城県	58	57	0.64%	101.2%	鳥取県	19	11	0.81%	109.5%	相模原市	10	10	0.55%	99.1%
栃木県	22	20	0.35%	101.4%	島根県	42	13	1.46%	103.3%	新潟市	1	1	0.05%	100.0%
群馬県	0	0	0.00%	101.3%	岡山県	1	1	0.02%	102.2%	静岡市	4	4	0.24%	100.7%
埼玉県	67	57	0.43%	100.2%	広島県	4	0	0.08%	100.0%	浜松市	1	1	0.04%	99.9%
千葉県	91	84	0.64%	100.0%	山口県	0	0	0.00%	99.7%	名古屋市	0	0	0.00%	103.9%
東京都	0	0	0.00%	108.2%	徳島県	2	2	0.08%	99.5%	京都市	3	3	0.09%	104.9%
神奈川県	45	14	0.52%	104.1%	香川県	8	6	0.26%	101.1%	大阪市	0	0	0.00%	102.9%
新潟県	0	0	0.00%	100.3%	愛媛県	15	15	0.34%	100.7%	堺市	9	3	0.38%	100.4%
富山県	10	10	0.31%	100.2%	高知県	3	3	0.12%	100.0%	神戸市	2	2	0.05%	104.8%
石川県	1	1	0.03%	100.3%	福岡県	69	61	0.70%	100.0%	岡山市	1	0	0.05%	100.8%
福井県	7	7	0.26%	102.8%	佐賀県	8	8	0.25%	101.4%	広島市	3	3	0.09%	103.7%
山梨県	1	1	0.03%	99.9%	長崎県	41	41	0.78%	98.3%	北九州市	3	3	0.11%	101.8%
長野県	2	2	0.03%	100.0%	熊本県	36	35	0.88%	99.4%	福岡市	0	0	0.00%	101.4%
岐阜県	9	9	0.14%	99.1%	大分県	15	15	0.39%	99.6%	熊本市	2	2	0.09%	100.1%
静岡県	10	10	0.16%	100.5%	宮崎県	4	2	0.10%	100.5%	豊能地区	3	3	0.13%	-
愛知県	57	26	0.35%	101.7%	鹿児島県	19	17	0.28%	99.8%	合計	979	794	0.26%	101.8%

【資料2-3】リクルート進学総研マーケットリポート2023【全国版】抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料2-3】リクルート進学総研マーケットリポート2023【全国版】抜粋

2（出典）

リクルート進学総研 マーケットリポート2023【全国版】p4, p5

3（引用範囲）

【全国版】18歳人口予測（全体、男女別）p4, p5のグラフを抜粋

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/2023_souken_report/2023_souken_report.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記のグラフを抜粋した資料。

【資料2-4】リクルート進学総研マーケットリポート2023【南関東版】抜粋

<<省略>>

1（書類等の題名）

【資料2-4】リクルート進学総研マーケットリポート2023【南関東版】抜粋

2（出典）

リクルート進学総研 マーケットリポート2023【南関東版】p4

3（引用範囲）

【南関東版】18歳人口予測（女子）p4のグラフを抜粋

https://souken.shingakunet.com/research/pdf/2023_souken_report/2023_minamikanto_souken_report.pdf

4（その他の説明）

出典を明記し、上記のグラフを抜粋した資料。

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	神奈川県	1,189人	70.7%
2	東京都	168人	10.0%
3	静岡県	101人	6.0%
4	長野県	22人	1.3%
5	千葉県	21人	1.2%
	全 体	1,681人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 （都道府県）	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	神奈川県	86.26%	77.86%	65.41%
2				

※ 2 校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	教育系	78.98%	73.96%	68.36%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

(大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。)

3. 入学定員充足率

	H31年度入学者	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	平 均
入 学 定 員	200人	200人	200人	200人	200人	200人
入 学 定 員 充 足 率	1.25	1.24	0.89	0.76	0.52	0.93
歩 留 率	0.70	0.71	0.47	0.54	0.51	0.59

學生確保(資料)-8-

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：初等教育学科のオープンキャンパス

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	4521人	6525人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の特色や養成する人材像の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内等を実施。 R4年度入試対象 (R3開催)：計12回開催 (4/18. 5/16. 6/13. 7/17. 7/18. 8/8. 8/9. 8/29. 9/12. 10/17. 11/6. 11/7) R5年度入試対象 (R4開催)：計12回開催 (4/17. 5/15. 6/11. 6/12. 7/16. 7/17. 8/6. 8/7. 8/28. 9/11. 11/5. 11/6) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 本組織では年内に実施する学校推薦型選抜・総合型選抜での入学者が多く、オープンキャンパスは早期に志願者にアプローチできる有効な手段である。今後も継続することで、安定した入学者の確保を見込んでいる。 ③オープンキャンパスの来場者のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	2322人	2209人	
うち受験者数 (c)	236人	147人	
うち入学者数 (d)	176人	98人	
(受験率 c/b)	10. 2%	6. 7%	
(入学率 d/b)	7. 6%	4. 4%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：初等教育学科の大学案内の送付

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	24163人	22596人	①取組概要 本学ホームページ及び各種受験情報誌等から資料請求のあった者に対し大学案内を送付した。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 資料請求者に送付することで、教育内容や卒業生後の進路などの本組織の魅力を詳しく伝えることができ、志願者の増加に寄与している。 ③資料請求者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	14607人	13460人	
うち受験者数 (c)	246人	136人	
うち入学者数 (d)	155人	82人	
(受験率 c/b)	1. 7%	1. 0%	
(入学率 d/b)	1. 1%	0. 6%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：初等教育学科の学外進学相談会

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	314人	410人	①取組概要 学外で実施された進学相談会等のイベントに参画し、既設組織の特色について紹介した。 R4年度入試対象 (R3開催)：計30回 (会場都道府県/神奈川県/東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄) R5年度入試対象 (R4開催)：計33回 (会場都道府県/神奈川県/東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、静岡、山梨、新潟、長野、福島、沖縄) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 多くの志願者と接触し直接PRできる貴重な機会であり、様々な地域に向くことで広範囲の志願者にアプローチが可能な取組であることから、今後も継続し志願者増につなげる計画である。 ③進学相談会等のイベントでの個人情報取得者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	185人	246人	
うち受験者数 (c)	7人	6人	
うち入学者数 (d)	3人	4人	
(受験率 c/b)	3. 8%	2. 4%	
(入学率 d/b)	1. 6%	1. 6%	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：初等教育学科の高校内ガイダンス

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	284人	255人	①取組概要 高校で開催される進学説明会や学校紹介のガイダンスに参加し、既設組織の特色について紹介した。 R4年度入試対象 (R3開催)：計111回 (オンライン開催含む) R5年度入試対象 (R4開催)：計95回 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去の入学実績をふまえ高校内ガイダンスを実施しており、ターゲットとなる高校生に対し直接アプローチ可能な機会であることから、今後も継続し志願者増につなげる計画である。 ③高校内ガイダンスの個人情報取得者 (a) のうち、当該学科の受験生となり得る学年の現役生及び既卒者を (b) とした。
うち受験対象者数 (b)	170人	134人	
うち受験者数 (c)	18人	7人	
うち入学者数 (d)	17人	5人	
(受験率 c/b)	10. 6%	5. 2%	
(入学率 d/b)	10. 0%	3. 7%	

⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)			①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数 (b)			
うち受験者数 (c)			
うち入学者数 (d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
—	学長	フクイ カズテル 福井 一光 ＜令和7年4月＞		Doktor der Philosophie （スイス）		鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学長 （平成17. 4）